

Q2：特別支援学級を経営する上で、校内外の組織や関係機関とどのように連携し体制を整えていくか教えてほしい。

A：特別支援学級担任は、「校内外の人的及び物的資源を活用しながら、学級をよりよくしていく」という視点で学級経営を進めることが必要である。その場合、特別支援学級担任が中心となり、情報交換に基づく共通理解、共通行動ができるように校内や関係機関へ働きかけることが重要となる。

以下に、特別支援学級担任が学級経営を円滑に進めるために、校内外の組織や関係機関とどのように連携し体制を整えていくかについて整理する。

校内での連携

○ 複数設置校における他の特別支援学級担任

学年始めには、外部機関との連絡調整や会計、教科書配布や選定などの役割分担等を話し合いで決める必要がある。また、特別支援学級間の授業の交流や給食、清掃などの日課の交流について話し合うことも必要である。

○ 交流学級担任や教科担当者

特別支援学級担任は交流学級担任や教科担当者に、児童生徒の授業中の様子などを確認することが大切である。情報交換を通して児童生徒の努力点や課題を発見できることが多い。また、日程や時間割などの急な変更に戸惑う児童生徒もいるため、変更がある場合は特別支援学級担任と交流学級担任等が早急に連絡を取り合うことが必要である。

通知表については、形式や内容を十分検討し、早い段階で交流学級や教科担当者等と共通理解を図り、観点別評価や所見が必要などときには余裕をもって記入してもらえるようにする。

○ 児童生徒が在籍している学年の職員

入学式や卒業式、運動会等の学校行事及び遠足や宿泊学習等の学年行事での関わりが中心となる。各行事の計画段階で配慮事項を共通理解したり当日の役割分担を明確にしたりするために、学年担当職員の打ち合わせ等にも積極的に参加し、学年内の役割を担う必要がある。

○ 交流学年以外の職員

学年の枠を超えた活動（縦割り班活動、委員会活動、部活動等）が関わりを中心となる。特別支援学級担任は児童生徒の障害特性とそれに基づいた対応方法を職員に伝え、パニック時などの対応等にも共通理解を図ることが重要である。

特別支援学級で使用しているプリント等は通常の学級でも活用できるものがある。特別支援学級担任は通常の学級担任に対して教材等の情報提供を行うことが望まれる。

○ 特別支援教育コーディネーター

特別支援教育コーディネーターには、校内の関係者や関係機関との連絡調整、保護者に対する相談窓口、担任への支援、巡回相談や専門家チームとの連携、校内委員会での推進役等の役割があるため積極的な連携が必要である。

校外との連携

【市町教育委員会】

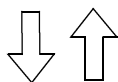
教育委員会には、特別支援学級や通級指導教室の担当教員、通常の学級の担当教員、特別支援学校の教員、心理学の専門家、医師等で構成される専門家チームが置かれている。専門家チームからは、LD、ADHD、広汎性発達障害か否かの判断、児童生徒への望ましい教育的対応について専門的意見等を受けることができる。

【幼稚園・保育園・幼保連携型認定こども園・小学校・中学校・高等学校】

支援を要する幼児や児童生徒については、年度末に個別の教育支援計画等を活用した引継ぎを行い、有効な支援策を継続させる必要がある。また、他校の特別支援学級と合同学習を実施する場合は、計画の段階から連絡を密に取り合い、役割分担や事前指導の内容等について確認することが大切である。

学 校

情報提供・支援



情報提供・相談

保 護 者

【特別支援学校】

特別支援学校では、これまで蓄積してきた知識や技能を生かし、地域における特別支援教育のセンター的機能を有している。

夏季休業中には教員を対象とした研修会を実施しているので、特別支援学級担任は積極的に参加し、専門性の向上を図ることが望まれる。

また、児童生徒を対象とした学校見学会や体験学習、保護者を対象とした教育相談等も実施しているため、担任はこれらの情報を随時児童生徒や保護者に提供する必要がある。

【関係機関】

医療機関では、保護者の同意の下、児童生徒の主治医と情報交換を行ったり、助言を受けたりすることができる。また、保護者から学校生活の様子を主治医に伝えてほしいと依頼されることもあるため、その場合には、主治医へ「親展」扱いで伝えるようにする。

県東健康福祉センターの「子どもの心の相談窓口」では、医師から、発達障害のある児童生徒に対する助言を受けることができる。

市町の福祉部局では、療育手帳に関する相談や申請を行うことができる。

学校では、内外の組織や関係機関と連携し、障害のある児童生徒が幼児期から学校卒業後まで、一貫した教育的支援を受けられるようにする必要がある。そのため、特別支援学級担任は、連携の大切さを念頭に置きながら積極的にこれらの機関と関わり、学級経営を進めることが求められている。

【参考資料】

- ・「初めて通級指導教室を担当する先生のためのハンドブック」 H27.3 総教セ
- ・「初めて特別支援学級を担当する先生のためのハンドブック」 H26.3 総教セ
- ・「小・中学校におけるLD（学習障害）、ADHD（注意欠陥／多動性障害）、H16.1 文科省
高機能自閉症の児童生徒への教育支援体制の整備のためのガイドライン（試案）」